

国立市防災会議条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 議会改革特別委員会報告を受けて、国立市防災会議において議会選出の委員を廃止し、委員の構成を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市防災会議条例の一部を改正する条例案

国立市防災会議条例(昭和38年10月国立市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

付 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。